

今後の勤労者税制のあり方—研究結果報告—

[研究メンバー]

主査	斎藤 慎	大阪大学教授
	跡田直澄	帝塚山大学助教授
	富田安信	大阪府立大学助教授
	大竹文雄	大阪大学助教授
	大田弘子	大阪大学客員助教授
	山内直人	大阪大学助教授
	本間正明	大阪大学教授

[報告書目次]

- 第 1 章 財政収支と税制改革
- 第 2 章 女性の就労と税制
- 第 3 章 パートタイム労働者の供給と税制・社会保障制度・配偶者手当
- 第 4 章 税・社会保障制度とパートタイマー
- 第 5 章 民間公益活動と税制

[内容要旨]

今後の人口構成の加速度的な高齢化の進展は、年金や社会保障費への財政支出の増大と、国民負担率の上昇を予想させ、勤労者の生活に大きな影響を及ぼすものと考えられる。さらに、生活の安定を図り、ゆとりと活力に満ちた経済社会を実現し、老後生活の福祉を確保するための税制、社会保障制度の改革の行方に、勤労者の関心も高まってきている。また、予想される若年労働力不足を補うものとして、女性の労働参加への期待も大きく、近年すでに既婚女性の就労が著しく増加している。このように女性の社会進出が進むなかで、税制や社会保障制度が女性の就業を妨げる方向に機能しているのではないかという指摘もなされている。なお、最近、民間の社会貢献活動を促進するためのフィランソロピー税制のあり方の論議が高まっており検討することとした。

第 1 章 財政収支と税制改革

人口構成の変化を考慮した将来予測シミュレーションを試み、今後必要となる財政需要に対する財源をいかに賄うか、今後の税制のあり方を短期、中期、長期の視点で「高福祉・高負担型」、「自助努力期待型」、「中福祉・中負担型」それぞれの場合について検討した。その結果は、高齢化がピークに近づく 2020 年には、ドラスティックな制度改正を行わないかぎり国民負担率を 50%以内に抑えるのは不可能ということを示している。また、世代間で連帯して痛みを分かち合

うタイプの社会を指向する「中福祉・中負担型」でも、負担増をすべて消費税に求めるならば15%が必要となる。

第2章 女性の就労と税制

女性の就労の動向は、就労率が高くなるとともに働く形態が多様化しており、この傾向は今後も続くと予想され、多様な選択を可能にするためにも中立的な税制が望まれる。その観点から、課税単位（個人単位課税か世帯単位課税か）、配偶者控除等人的控除の問題点等、現行税制の評価を試みた。結果、課税単位は個人単位課税が望ましいこと、配偶者控除等の人的控除が、専業主婦世帯並びに配偶者が低収入で働く世帯に有利性をもたらし、同時にいわゆる“100万円の壁”という状況をつくりだしていることを指摘している。

第3章 パートタイム労働者の供給と税制・社会保障制度・配偶者手当

労働時間の調整が比較的容易であるパートタイム労働においては、税制・社会保障制度等の影響を大きく受けている可能性がある。既婚女性のパートタイム労働による所得の増加によって、配偶者の所得税が増加していくという現象も生じさせるが、それらを、所得・余暇選択モデルをもとに分析し、また、妻の所得額が一定額を超えると配偶者手当が打ち切られる他に、健康保険の被扶養者資格がなくなるといったこともあり、このような要因を理論的に整理し、「パートタイム総合実態調査」の特別集計を用いて、実証的に検討した結果、年間所得の階層によって就業の調整、労働時間の調整がなされる可能性があること、所得135万円前後を得るパートタイム労働は今後少なくなる可能性が高いこと等が明らかになった。

第4章 税・社会保障制度とパートタイマー

配偶者特別控除を設けたことで、いわゆる“パートの100万円の壁”の問題は税制上解決されたかに見えたが、配偶者手当の減収、130万円を超えると自らが社会保険に加入しなければならない等なお妻の労働供給を制限する壁の存在の指摘もある。そこで、就業調整がどの程度行われているかを確かめ90～100万円の部分で77%に及ぶことが分かった。また、就業調整しているパートタイマーの時間当たり賃金は、勤続に伴う賃金上昇が著しく低く、さらに、仕事内容の差も反映してか就業調整をしていない人より低くなっていることが認められた。税制上最も優遇してほしい事柄としては男女とも「介護」が最も多かった。

第5章 民間公益活動と税制

近年、民間の社会貢献活動が様々な形で行われ多くの国で、こうした活動を促進するために、税制上のインセンティブ・システムが導入されているが、日本ではそうした制度的対応はまだ充分とはいえない。民間の公益活動の動機、それを税制面から推進することの必要性、現行税制の問題点等を検討し、改革への提言を行っている。